

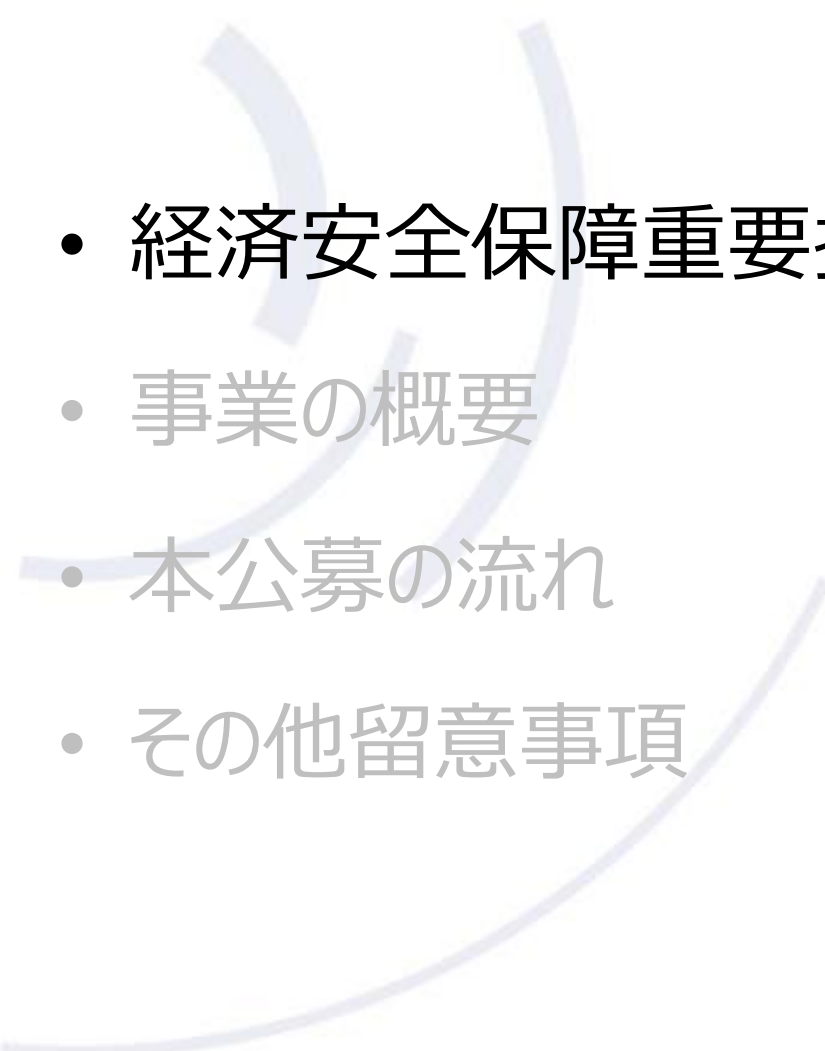
**経済安全保障重要技術育成プログラム／
高感度小型多波長赤外線センサ技術の開発**

公募説明会 説明資料

2022年12月15日（木）

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
新領域・ムーンショット部

- 経済安全保障重要技術育成プログラムの概要
- 事業の概要
- 本公募の流れ
- その他留意事項

- 
- 経済安全保障重要技術育成プログラムの概要
 - 事業の概要
 - 本公募の流れ
 - その他留意事項

経済安全保障重要技術育成プログラム（ビジョン実現型）

令和3年度補正予算額 1,250億円

事業の内容

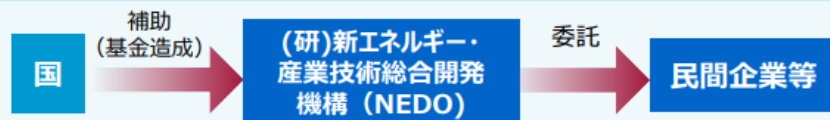
事業目的・概要

- 経済財政運営と改革の基本方針（令和3年6月 閣議決定）において、「安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大するとともに、コロナ禍によりサプライチェーン上の脆弱性が国民の生命や生活を脅かすリスクが明らかになる中、国際連携の充実も図りつつ、経済安全保障の取組を強化・推進する」こととされました。
- 統合イノベーション戦略2021（令和3年6月 閣議決定）においても、「新たなシンクタンク機能も活用しながら、経済安全保障の確保・強化のため、宇宙、量子、AI、スーパーコンピューター・半導体、原子力、先端材料、バイオ、海洋等の先端分野における重要技術について、関係省庁と大学、研究機関、企業等の密接な連携の下、実用化に向けた強力な支援を行う新たなプロジェクトを創出する」としています。
- 本事業では、基金を造成し、内閣府主導の下で経済産業省、文部科学省が関係府省庁と連携し、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを、中長期的に育成するプログラムについて推進します。

成果目標

- 先端的な重要技術の研究開発から実証・実用化までを迅速かつ機動的に推進し、民生利用のみならず、成果の活用が見込まれる関係府省において公的利用につなげていくことを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

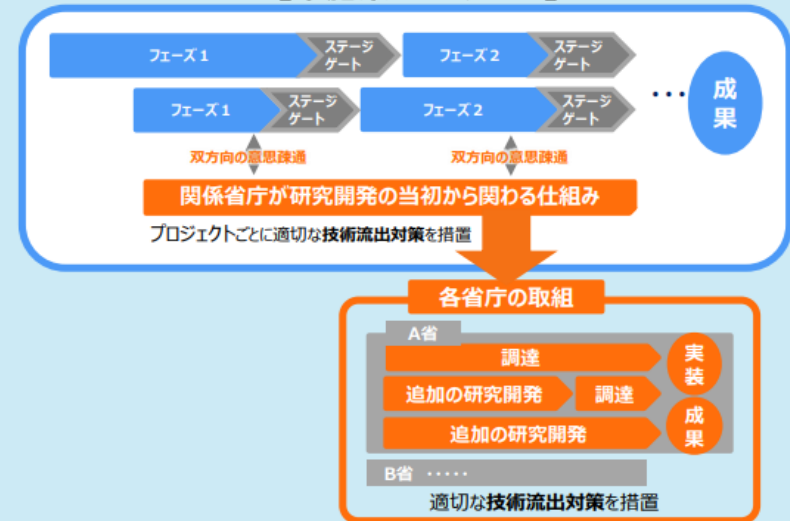


事業イメージ

経済安全保障重要技術育成プログラム（ビジョン実現型）

- AI、量子等の先端技術を含む研究開発を対象に内閣府主導の下で経済産業省及び文部科学省が関係府省庁と連携し、国のニーズ（研究開発ビジョン）を実現する研究開発プロジェクトを実施。
- プログラムの研究成果は、民生利用のみならず、成果の活用が見込まれる関係府省において公的利用に繋げていくことを指向することにより、国主導による研究成果の社会実装や市場の誘導に繋げていく視点を重視。
- 国が、ニーズを踏まえてシーズを育成するための目標・ビジョンを設定。また、技術成熟度や技術分野に応じた適切な技術流出対策を導入。

【本施策のスキーム】



経済安全保障重要技術育成プログラムの概要

日本の安全保障をめぐる環境が一層厳しさを増し、世界的に、科学技術・イノベーションが国家間の覇権争いの中核となっている中、日本が技術的優位性を高め、不可欠性を確保していくためには、研究基盤を強化することはもちろんのこと、市場経済のメカニズムのみに委ねるのではなく、国が強力に重要技術の研究開発を進め、育成していく必要があります。

そこで国は、経済安全保障を強化・推進するため、内閣官房や内閣府、その他の関係府省が連携し、先端的な重要技術の研究開発から実証・実用化までを迅速かつ機動的に推進するため「経済安全保障重要技術育成プログラム」が創設されました。

本事業では、NEDOに造成された基金により、国が定める研究開発ビジョンや研究開発構想に基づく研究開発課題に取り組み、成果の民生利用のみならず、公的利用につなげていくことを目指します。

経済安全保障重要技術育成プログラムの概要



研究開発ビジョン（第一次） 支援対象とする技術

海洋領域




資源利用等の海洋権益の確保、海洋国家日本の平和と安定の維持、国民の生命・身体・財産の安全の確保に向けた**総合的な海洋の安全保障の確保**

（支援対象とする技術）

■ 海洋観測・調査・モニタリング能力の拡大（より広範囲・機動的）

-  自律型無人探査機（AUV）の無人・省人による運搬・投入・回収技術
- AUV機体性能向上技術（小型化・軽量化）
-  量子技術等の最先端技術を用いた海中（非GPS環境）における高精度航法技術

■ 海洋観測・調査・モニタリング能力の拡大（常時継続的）

-  先進センシング技術を用いた海面から海底に至る空間の観測技術
-  観測データから有用な情報を抽出・解析し統合処理する技術
-  量子技術等の最先端技術を用いた海中における革新的センシング技術

■ 一般船舶の未活用情報の活用



- 現行の自動船舶識別システム（AIS）を高度化した次世代データ共有システム技術

宇宙・航空領域


宇宙利用の優位を確保する**自立した宇宙利用大国**の実現、**安全で利便性の高い**航空輸送・航空機利用の発展

（支援対象とする技術）




■ 衛星通信・センシング能力の抜本強化

-  低軌道衛星間光通信技術
- 自動・自律運用可能な衛星コンステレーション・ネットワークシステム技術
-  高性能小型衛星技術
- 小型かつ高感度の多波長赤外線センサー技術

■ 民生・公的利用における無人航空機の利活用拡大

-  長距離等の飛行を可能とする小型無人機技術
- 小型無人機を含む運航安全管理技術
- 小型無人機との信頼性の高い情報通信技術

■ 優位性につながり得る無人航空機技術の開拓

-  小型無人機の自律制御・分散制御技術
-  空域の安全性を高める小型無人機等の検知技術
-  小型無人機の飛行経路の風況観測技術




■ 航空分野での先端的な優位技術の維持・確保

- デジタル技術を用いた航空機開発製造プロセス高度化技術
- 航空機エンジン向け先進材料技術（複合材製造技術）
- 超音速要素技術（低騒音機体設計技術）
- 極超音速要素技術（幅広い作動域を有するエンジン設計技術）

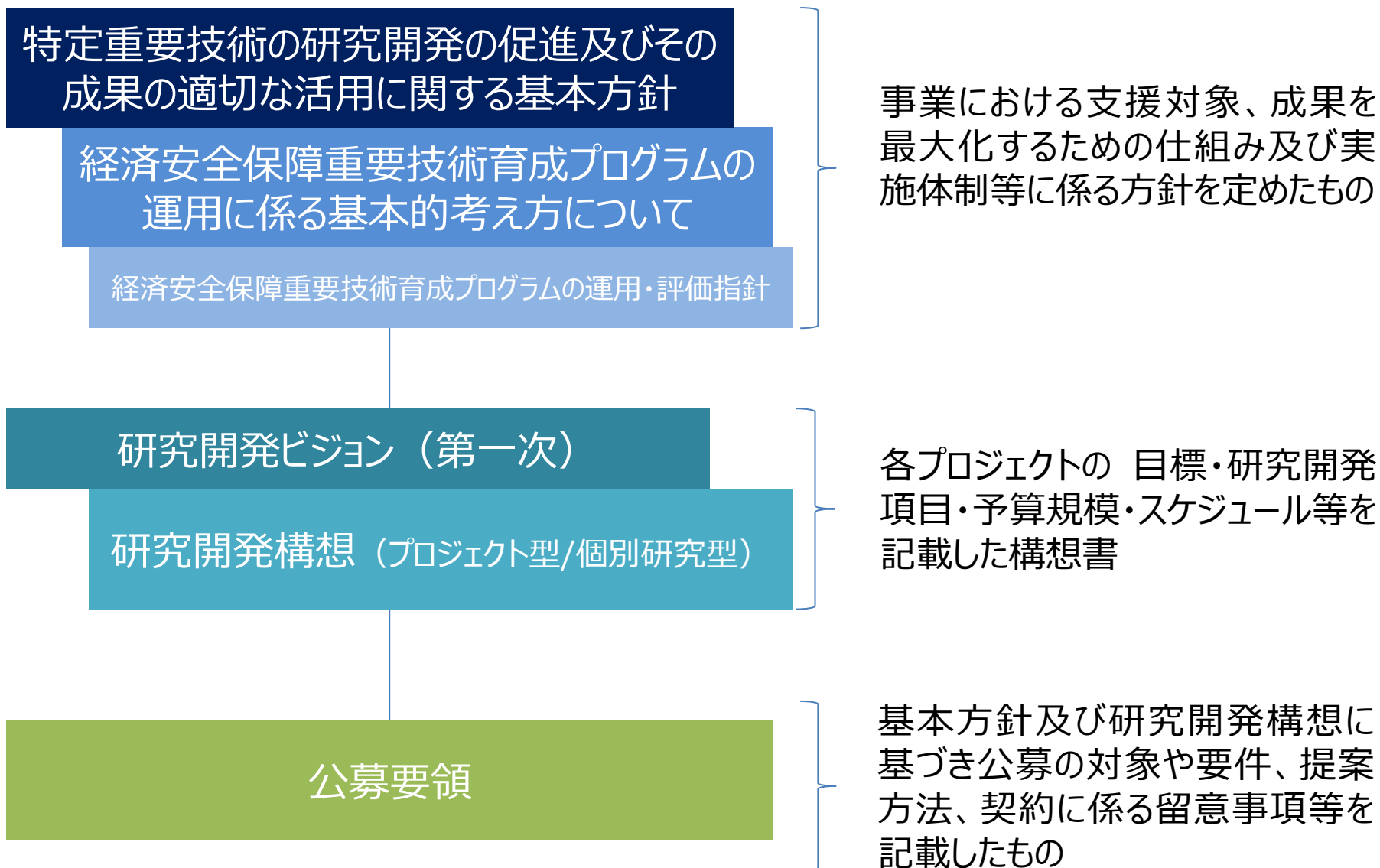
領域横断※・サイバー空間、バイオ領域

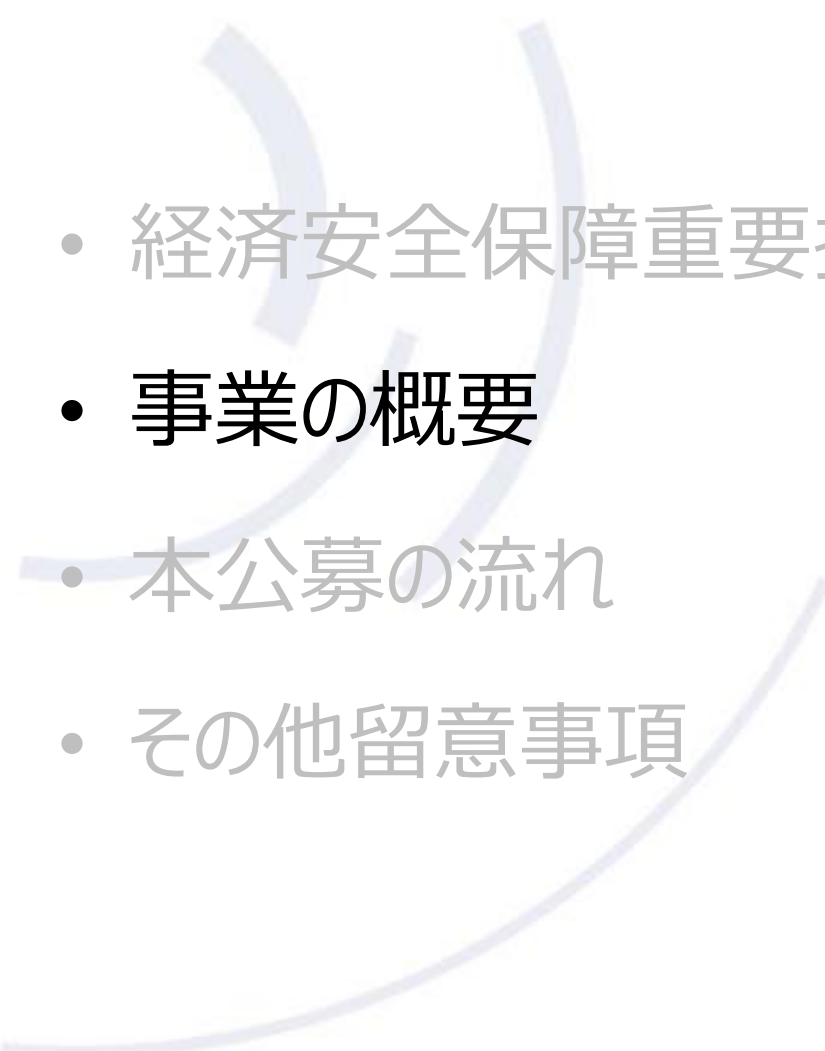
領域をまたがるサイバー空間と現実空間の融合システムによる**安全・安心を確保する基盤**、感染症やテロ等、有事の際の**危機管理基盤の構築**

（支援対象とする技術）

-  ハイパワーを要するモビリティ等に搭載可能な次世代蓄電池技術
-  宇宙線ミュオンを用いた革新的測位・構造物イメージング等応用技術
-  AIセキュリティに係る知識・技術体系
- 不正機能検証技術（ファームウェア・ソフトウェア／ハードウェア）
- ハイブリッドクラウド利用基盤技術
- 生体分子シークエンサー等の先端研究分析機器・技術

（目まぐるしく変化・発展し続けている技術群も数多く含まれていること、国としてのニーズが網羅的に整理されているとは必ずしも言えない状況であること等から、ニーズや課題を同定しつつ、今後引き続き検討を進める）



- 
- 経済安全保障重要技術育成プログラムの概要
 - **事業の概要**
 - 本公募の流れ
 - その他留意事項

高感度小型多波長赤外線センサ技術の開発

事業の目的・概要

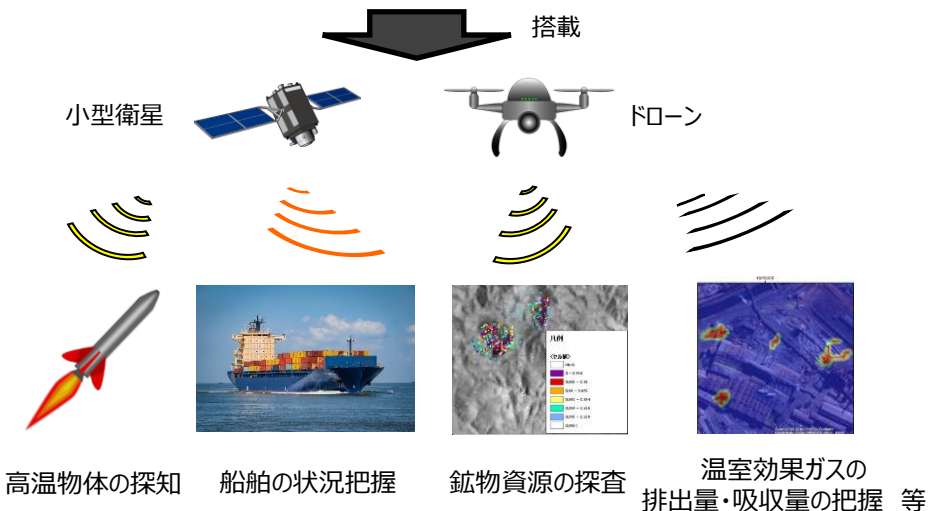
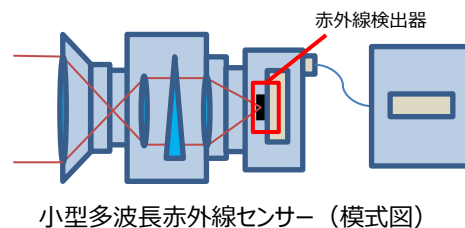
- 小型衛星及びドローン用の、小型で高感度な多波長赤外線センサを開発する。
- センサの重要部品であり、デュアルユース品として輸出管理の対象となっている赤外線検出器の自国生産能力を強化し、自律性を確保する。

想定される利用ニーズ

- 民生利用：温室効果ガスの高精度な空間分布の把握
重要鉱物資源探査 等
- 公的利用：ミサイルの熱源探知、追尾
船舶の状況把握 等

スケジュール

2023	2024	~2027
	<p>▲ 中間評価</p> <p>★ ステージゲート</p>	<p>▲ 中間評価</p> <p>▲ 事後評価</p>
システム設計	赤外線検出器(小画素)開発	赤外線検出器(大画素)、分光デバイス、光学系を統合しセンサ開発
		多波長赤外線センサ地上、空、宇宙実証



- 2026年頃までに、センサを搭載した小型衛星及びドローンを開発
- 2027年頃までに、地上・空・宇宙で性能評価等の利用実証

【研究開発項目① 赤外線検出器、分光デバイス及び光学系の開発】

我が国が安全保障活動、社会経済活動を行う上で必須の重要要素技術である「小型で大画素の赤外線検出器を国産化」し、分光デバイス・光学系についても「軽量・小型でシステム化できる技術レベル」まで到達することを目指して研究開発を行います。

【研究開発項目② 多波長赤外線センサの開発】

研究開発項目①で開発した赤外線検出器、分光デバイス、光学系を組合せ、システムとして多波長赤外線センサを開発します。

【研究開発項目③ 多波長赤外線センサの実証】

研究開発項目②において開発した多波長赤外線センサをドローンと小型衛星に搭載し、高品質の多波長画像を取得できる軽量・小型の多波長赤外線センサとして、目標とする機能・性能、耐環境性、及び利用性（時間分解能性能を含む）を満足することを実証します。

- 2022年度～2027年度（6年間）
- プロジェクト全体の研究開発期間（2022～2027年度以内）についてご提案ください。
- 当初の委託契約期間は2022年度～2024年度以内の最長3年間とします。
- 2025年度以降の委託契約に関しては、ステージゲート審査の結果を踏まえて判断します。

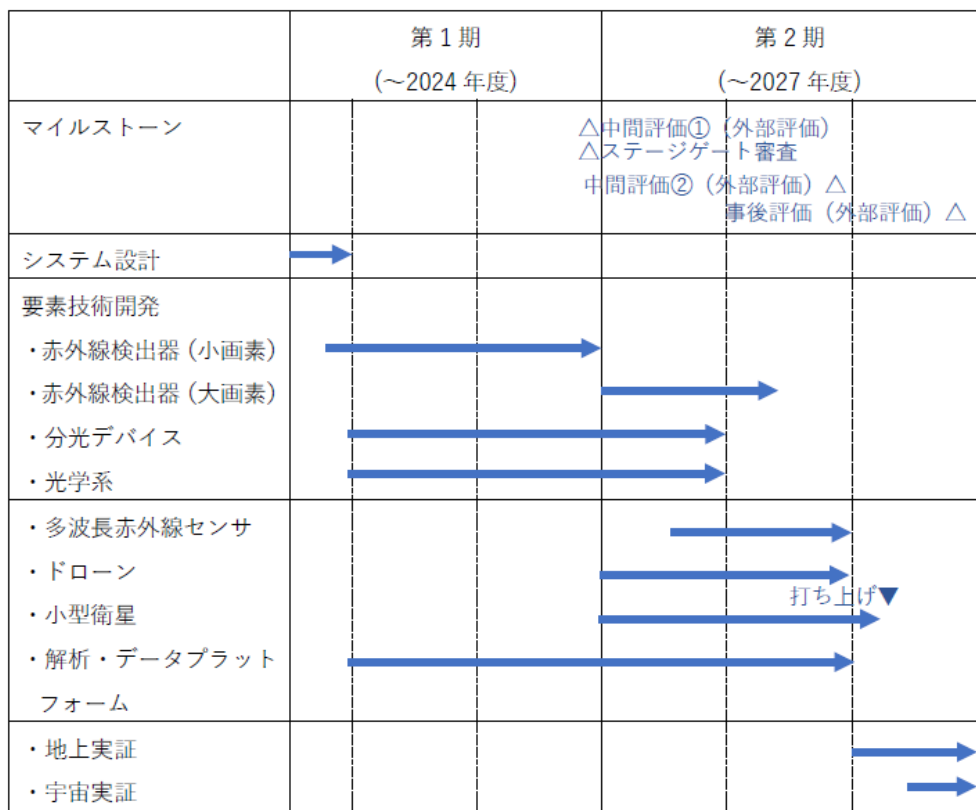


図1 研究開発のスケジュール

2022年度から2027年度（6年間）の総額を**5,000百万円以下**程度とし、予算の範囲内で採択します。

なお、事業費は審査の結果及び予算の変更等により減額することがあります。

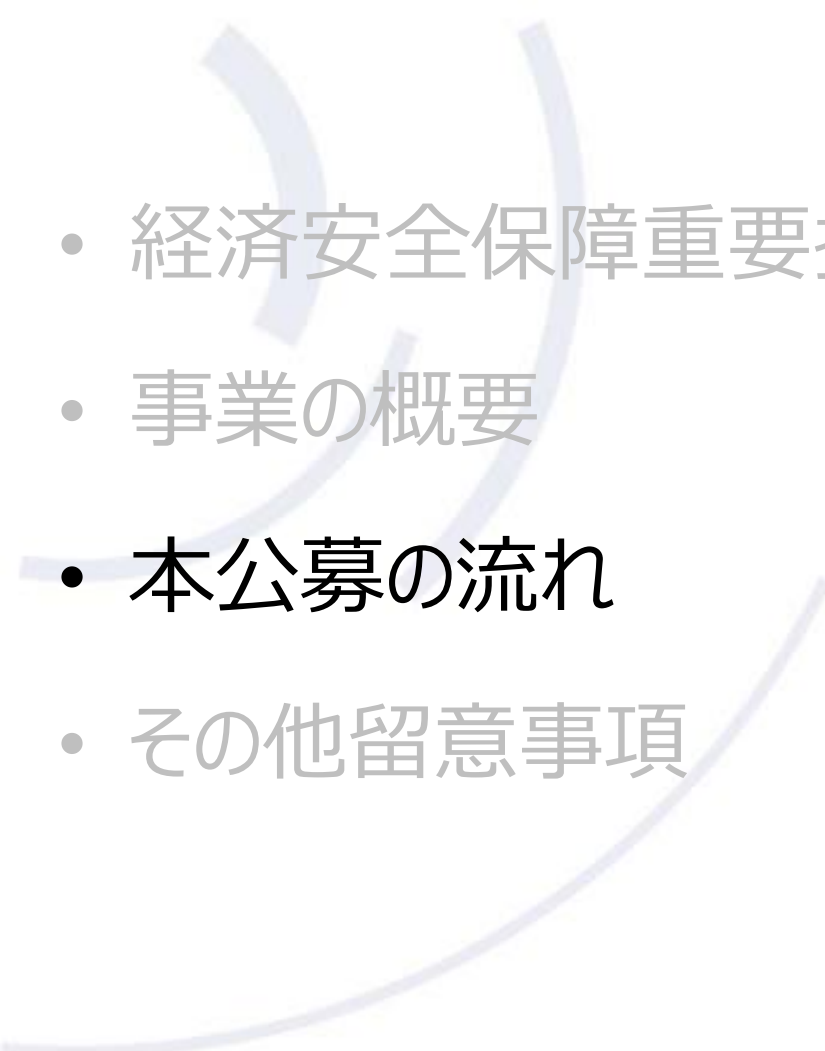
NEDOは、内閣府及び経済産業省が策定する研究開発構想（個別研究型）を踏まえ、プログラム・オフィサー（以下「PO」という）として

国立大学法人 東京大学大学院 工学系研究科

教授 中須賀真一 氏

を任命しています。

POは、個別研究型の研究開発課題の選考を推進し、その進捗管理・評価等を指揮・監督します。制度の詳細やPO等の役割、研究開発の実施方法等については、運用・評価指針をご参照ください。

- 
- 経済安全保障重要技術育成プログラムの概要
 - 事業の概要
 - **本公募の流れ**
 - その他留意事項

本事業は、内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省を含む関係府省が設置したプログラム会議が定める「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」に基づき事業を実施します。

本事業の公募では、**事業全体に対する提案**を想定しており、研究代表機関が必要な分担機関と共同で事業全体を実施するものとします。

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、運用・評価指針、研究開発構想に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、安全管理措置が十分とられていること。
- (3) N E D Oがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。

- (5) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 国内に研究開発拠点を有し、日本の法律に基づく法人格が付された企業等であること。また、研究開発責任者は日本の居住者であること。（ここで言う居住者とは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）の居住者（特定類型該当者を除く）であること。）

● 提出期限：2023年1月12日（木）正午アップロード完了

● 提出先：以下リンクから、必要事項を入力し提出書類をアップロードしてください。

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/2022space3>

● 提出書類：

- ✓ 別添1～2をPDF形式で1ファイルとしたもの
- ✓ 上記以外の提出書類を、提出書類毎にPDF形式のファイルとし、一つのzipファイルにまとめたもの

※アップロードするファイル（PDF、zip）にはパスワードは付けないでください。

【別添 1～2 を、1つのPDFファイルにして提出】

- 提案書（別添 1、別添 2）

【提出書類毎にPDFファイルにして、1つのzipファイルにまとめて提出】

- 研究開発成果の事業化計画書（別添 3）
- 研究開発責任者の研究経歴書（別添 4）
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別添 5）
- 事業遂行上に係る安全管理措置の確認票（別添 6）
- その他の研究費の応募・受入状況（別添 7）
- 提案書要約版（別添 8）
- e-Rad応募内容提案書（本資料【参考】参照）
- 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）
- 直近の事業報告書
- 財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）
- N E D O が提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- 当該提案内容に関して、国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

@提出書類（提案書）（※3項）	提案書をアップロードしてください。 【PDF形式で1ファイルのみアップロード可能です（最大100MB）。パスワードは付けしないでください。】
ファイルの選択	ファイルが選択されていません
@提出書類（その他）（※3項）	その他提出書類をアップロードしてください。 【提出書類毎にPDF形式で作成し、一つのzipファイルにまとめてください（最大100MB）。パスワードは付けしないでください。】
ファイルの選択	ファイルが選択されていません

アップロード先が異なることに注意

審査の流れ

- 外部有識者による採択審査委員会とN E D O内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、N E D Oが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

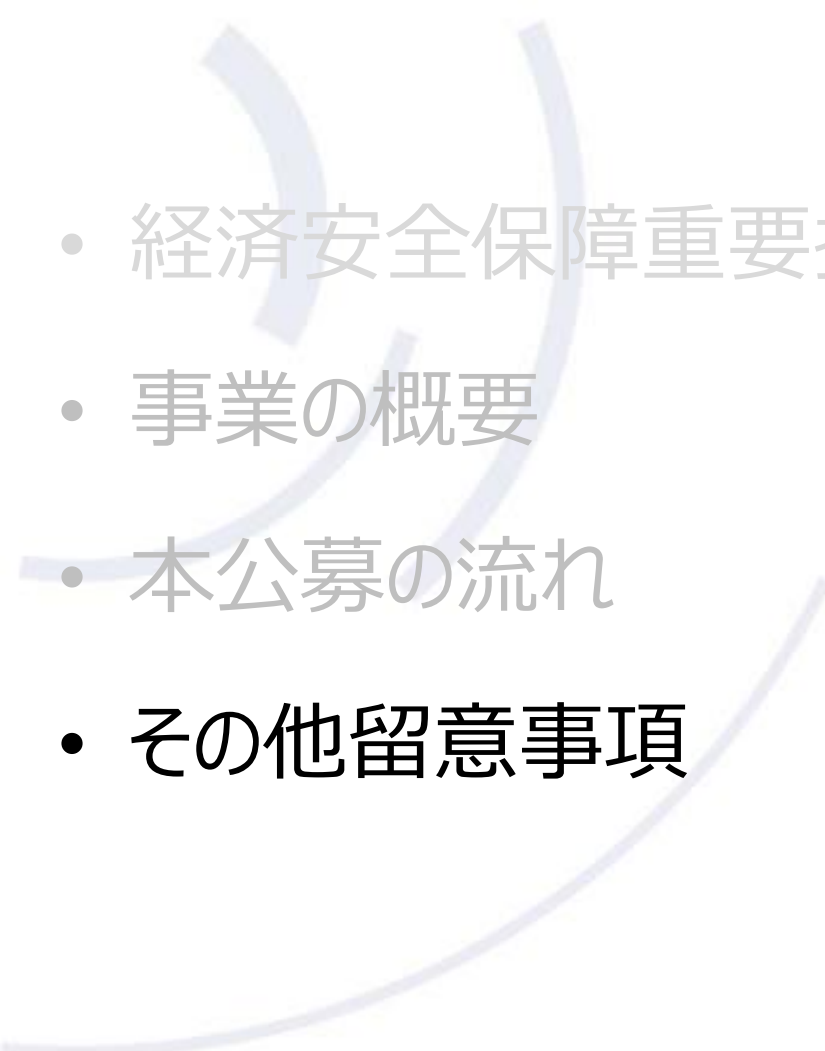
必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

採択審査は、書面審査、面接審査により実施します。

- ・書面審査：応募書類による審査。
- ・面接審査：応募者からのプレゼンテーションによる審査。

- i. 提案内容が研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想の実現に向けた達成目標に合致しているか
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 提案内容・研究計画は実現可能かつ妥当性があるか、共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか
- v. 応募者が当該研究開発を行うことにより、多様な分野における研究成果活用の実現可能性及び国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか
- vi. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- vii. 安全管理措置に関する取組について対応済み、もしくは今後において対応を予定しているか
- viii. 総合評価

- 
- 経済安全保障重要技術育成プログラムの概要
 - 事業の概要
 - 本公募の流れ
 - **その他留意事項**

- 研究代表機関は、国内に研究開発拠点を有し、日本の法律に基づく法人格を有している機関であること。
- 研究代表者及び主たる研究分担者は、日本の居住者であること。

※ここでいう居住者は外為法の居住者であり、特定類型該当者を除きます。**特定類型①～③（下記）のいずれかに該当する場合はご応募いただけません。**

特定類型①

外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

特定類型②

外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

特定類型③

本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者

※詳細は経済産業省[「みなし輸出管理」](#)を参照ください。

- 本事業においては、経済安保推進法第63条第4項に基づく**指定基金協議会**（以下「指定基金協議会」という。）が必置です。指定基金協議会では、潜在的な社会実装の担い手として想定される関係府省・機関や民間部門の潜在的あるいは顕在的なニーズを踏まえ、科学的・技術的な妥当性を確保しつつ、研究開発プロジェクトが推進されるよう意見交換が行われます。
- 提案者の研究開発責任者は、本公募に応募することをもって、指定基金協議会の設置に同意したものとみなします。提案者の研究開発責任者は経済安保推進法における研究開発代表者となり得る可能性があります。
- 規約等は指定基金協議会の設置後に作成することになりますが、具体的な規約等のイメージについては、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第62条第1項に規定する協議会に関する**協議会モデル規約**（[内閣府ウェブサイト](#)）」を参照してください。
- 協議会における意見交換で知り得た情報については、適切に**安全管理措置**を講ずるとともに、意見交換会において合意された内容が推進されるように務めるものとします。

- 提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築、本事業で求められる安全管理措置等についての確認票を提出していただきます。
- なお、安全管理措置が十分とられていることを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して確認する必要があります。（特に関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築については、契約締結時までには未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

- 本プロジェクトは、「高感度小型多波長赤外線センサの開発事業」に関する研究開発構想」における「NEDO 経済安全保障重要技術育成プログラムにおける知的財産権の帰属、管理等の取扱い」に定めるものに従うほか、N E D O 経済安全保障重要技術育成プログラムにおける知財マネジメント基本方針を適用し、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただく場合があります。
- 本事業の知的財産マネジメントの実施においては、「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」及び「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」により設置される指定基金協議会の決定に従うものとします。
- 研究実施により得られる知的財産権の移転、専用実施権の設定・移転には、全てNEDOの事前承認を必要とします。

契約及び委託業務の事務処理について

- 新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款に「経済安全保障重要技術育成プログラムに関する特別約款」を付帯して適用します。
- なお、間接経費率については、本事業の研究開発構想の規定に基づく経済産業省から当機構への提示を踏まえ、以下のとおり設定します。

(間接経費率)

大学・研究開発法人等以外に関する間接経費の額は、事業者の種別により、直接経費に以下の間接経費率を乗じた額とする。契約時に設定した間接経費率をその年度中は適用する。ただし、委託先となる企業等において、国の行政機関や国立研究開発法人（以下、「国の行政機関等」という。）が行う宇宙開発利用に係る研究開発事業に関して、契約実績や国の行政機関等から通知を受けている間接経費率の査定レート（当該企業等と同一の組織との間で複数の実績や査定レートが存在する場合は、直近のもの）を有している場合、以下の間接経費率との比較によらず、20%を上限に、その間接経費率を用いることができる。

事業者の種別	間接経費率
中小企業、技術研究組合等	20%
上記以外（大学・研究開発法人等を除く）	10%

- 委託業務の事務処理は、N E D Oが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。
- 委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、N E D Oが運用する「N E D Oプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

問い合わせ先

本プロジェクトの内容及び契約に関する質問等は本説明会の最後に受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2022年12月15日から1月11日の間に限り以下の問い合わせ先E-mailで受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
新領域・ムーンショット部 鈴内、高橋
E-mail : space-ind-tech3@nedo.go.jp

2022年12月 5日： 公募開始

12月15日： 公募説明会（会場：オンライン）

2023年 1月12日： 公募締切

3月上旬（予定）： 採択審査委員会（外部有識者による審査）

3月下旬（予定）： 契約・助成審査委員会

3月下旬（予定）： 委託先決定

ご応募、お待ちしております。

【参考】e-Rad（府省共通研究開発管理システム）とは

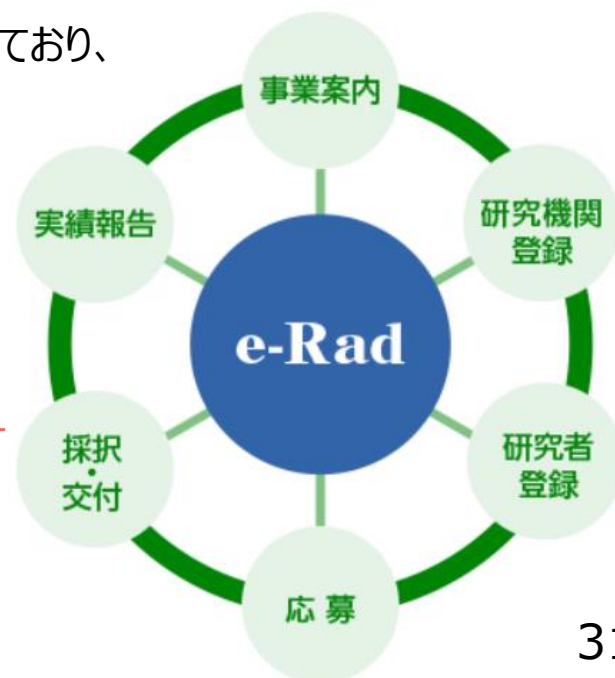
研究開発経費の適切な配分のためのオンライン研究開発管理システム

<https://www.e-rad.go.jp/>

府省共通研究開発システム（e-Rad）は、各府省等が所管する競争的研究費制度を中心とした公募型の研究資金制度について、研究開発管理に係る手続きをオンライン化し、応募受付から実績報告等の一連の業務を支援するとともに、研究者への研究開発経費の不合理な重複や過度の集中を回避することを目的とした、府省横断的なシステム。

e-Radは、公募型の研究資金制度を所管する関係9府省により運営しており、各府省の協力の下、内閣府がシステムの開発及び運用を行っている。

N E D Oでは、e-R a d上での研究開発課題の登録に加え、別途提案書等の応募書類の提出をお願いしております。



【参考】e-Rad手続きの流れ

公募要領を確認

★基本的な操作方法はe-Radホームページの操作マニュアル・応募編をご参照ください

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html



提案者の
e-Radアカウントの取得



e-Rad上で公募へ応募

注意点②：提案額（委託）の入力

注意点③：研究代表者、研究分担者の登録



e-Radで登録した応募内容提案書を添付し、NEDOに提出

※ e-Rad 応募情報入力時の画面下部
「応募内容提案書のプレビュー」からPDFファイルをダウンロードしてください



※ 公募締切後の課題の変更・修正については、担当者にご相談ください。
内容を確認後、e-Rad配分機関（NEDO）より、修正依頼を送信いたします。

【参考】注意点① e-Rad上での研究者アカウントの新規登録について

■ 参照箇所

e-Rad ホームページ : <https://www.e-rad.go.jp/index.html>

ホームの上方メニューから

「登録・手続き」 > 「研究機関向け」、もしくは「研究者向け」 > 「新規登録の方法」

登録済の研究機関に所属している場合

所属研究機関において研究者登録が可能ですので、所属機関のe-Rad事務担当にアカウント発行を依頼してください。

研究機関が未登録の場合

研究機関の登録から始める必要があります。

研究機関の新規登録申請を行うよう、所属機関の事務担当に依頼してください。

研究機関に所属していない場合

新規登録の方法ページ : <https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html>

より登録申請を行ってください。

※最大で2週間程度かかる場合があります。余裕をもって申請してください。

【参考】注意点② 提案額の入力について

- ・「研究経費」には応募時点での提案額を入力してください。
- ・提案書を基に直接経費・間接経費・再委託費・共同実施費の項目に入力してください。
もし配分が困難な場合には、全額を直接経費の欄に入力ください。
(※) 直接経費の細分項目が設定されている場合には一番の上の項目に入力してください。

基本情報		研究経費・研究組織	応募・受入状況	業績情報	略歴情報
研究経費					
年度ごとの経費の登録を行います。 「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。					
1.費目ごとの上限と下限 (単位：千円)					
		上限		下限	
	直接経費、間接経費、再委託費・共同実施費の合計	(設定なし)		1千円	
	間接経費	(設定なし)		-	
	再委託費・共同実施費	(設定なし)		(設定なし)	
2.年度別経費内訳 (単位：千円)					
		2018年度		2019年度	合計
直接経費	直接経費（機械装置等費） 必須	<input type="text"/> 千円		<input type="text"/> 千円	0 千円
	直接経費（労務費） 必須	<input type="text"/> 千円		<input type="text"/> 千円	0 千円
	直接経費（その他経費） 必須	<input type="text"/> 千円		<input type="text"/> 千円	0 千円
	小計	0 千円		0 千円	0 千円
間接経費	間接経費 必須	<input type="text"/> 千円		<input type="text"/> 千円	0 千円
再委託費・共同実施費	再委託費・共同実施費 必須	<input type="text"/> 千円		<input type="text"/> 千円	0 千円
	合計	0 千円		0 千円	0 千円

【参考】注意点③ 研究代表者、研究分担者の登録について

- NEDOでは、**研究代表者の欄に提案書の代表者**、研究分担者の欄にその他の提案者や、**再委託、共同実施先**となる研究者の登録をお願いします（他機関では異なることがあります）。
- 原則、1つの研究機関に対して研究者1名登録してください（なお2名以上登録する必要がある場合、この限りではありません）
 (※) 基本的な方針として研究者の登録を推奨しておりますが、状況に応じて事務担当者のアカウントでの登録も可能ですので、ご相談ください。
 (※) 「技術研究組合」は、技術研究組合名義の代表者1名を登録してください

経費の入力

「研究経費」の欄で入力した金額と、各研究者の研究経費欄の合計金額が一致する必要があるため、前項の金額を参照の上、入力してください

エフォートの入力

e-Radにおける他の応募・もしくは既に実施している課題との兼ね合いで、ご自身で管理されているエフォート合計値が100を超えない値を入力してください。

(※) 100を超えた場合、他の応募登録の際にエラーメッセージが表示される可能性があります。

研究代表者の欄 →

研究分担者の欄 →

金額を配分して記載することが困難な場合には、代表者に全額入力も可

(※) なお、採択後にNEDO側で確定金額を入力します。

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
 ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

(単位：千円)

	初年度の申請額	研究者ごとの金額合計	差額
直接経費、間接経費、再委託費・共同実施費の合計	0千円	0千円	0千円
間接経費	0千円	0千円	0千円
再委託費・共同実施費	0千円	0千円	0千円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究者ごとの金額合計」に反映されます。

➡ 行の追加
🗑️ 選択行の削除

研究者を検索	研究者番号 氏名	研究機関 部局 職/職階 必須	専門分野 学位 役割分担 必須	直接経費 間接経費 再委託費・共同実施費 (千円) 必須	エフォート (%) 必須	閲覧・ 編集権限	削除	移動
	代案番			<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> 直接経費 千円 間接経費 千円 再委託費・共同実施費 千円 </div>				
🔍 検索				<div style="border: 2px solid blue; padding: 2px;"> 直接経費 千円 間接経費 千円 再委託費・共同実施費 千円 </div>		無し		▼
🔍 検索								▲

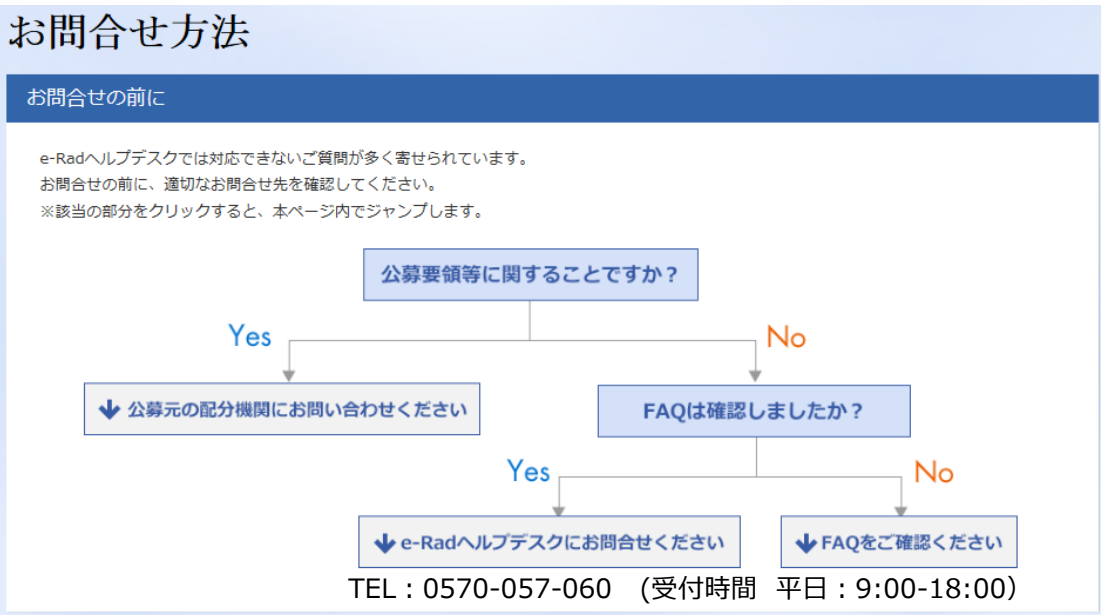
➡ 行の追加
← 研究者の追加・削除 →
🗑️ 選択行の削除

研究組織内の連絡事項を登録する ▼ 任意項目を表示

【参考】問い合わせ先

1. e-Radの操作に関する質問は下記を参照のこと

- 研究者用操作マニュアル：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html
- 所属研究機関の e-Rad 担当窓口
- e-Radヘルプデスク



ヘルプデスクへの連絡に際し、

- e-Radにログインし、操作マニュアルを開いた状態での連絡だと対応がスムーズとなります。
- 公募の締切日直前等は電話回線が混雑する場合があります。

詳しくはコチラ <https://www.e-rad.go.jp/contact.html>

2. 上記で解決しない場合にはNEDO公募担当者へ

連絡の際には、公募名、研究者氏名、研究者番号、エラーメッセージのスクリーンショット等をご準備の上ご連絡ください。

【参考】 公募要領における記載（抜粋）と注意点との対応部分

4. 提出期限及び提出先

(2) 提出先

e-Rad の登録期限が間に合わない場合、必ず事前にNEDO担当部に相談してください

⇒ e-Rad上で登録されていない研究機関の研究者の新規アカウント発行には時間がかかります
(本資料33ページ目参照)

(4) 提出書類

・e-Rad応募内容提案書（詳細は(5)）

⇒ 応募課題の入力内容の確認時に表示される「応募内容提案書のプレビュー」から、PDFファイルをダウンロードし、NEDOの応募書類に添付（操作マニュアル・応募編1-9ページ目参照）

(5) 提案にあたっての留意事項

・応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Radポータルサイトを御確認ください。

⇒ 下記2点についてご留意いただくようお願いいたします。

- ・ 提案額（委託）の入力について（本資料34ページ目参照）
- ・ 研究代表者、研究分担者の登録について（本資料35ページ目参照）